

瀬戸市見守りネットワーク事業ガイドライン

瀬 戸 市

目次

第1章 ガイドラインについて (P1)

第2章 見守り活動 (P1～P3)

- 1 見守りのための連携体制
- 2 異常発見から安否確認までの流れ
- 3 通報の考え方
- 4 異常発見のためのチェックリスト

第3章 通報について (P4～P5)

- 1 通報窓口
- 2 通報者への配慮
- 3 通報情報の活用

第4章 安全安心情報メールについて (P5～P6)

- 1 安全安心情報メールの概要
- 2 安全安心情報メールの登録

第5章 見守り事業について (P6)

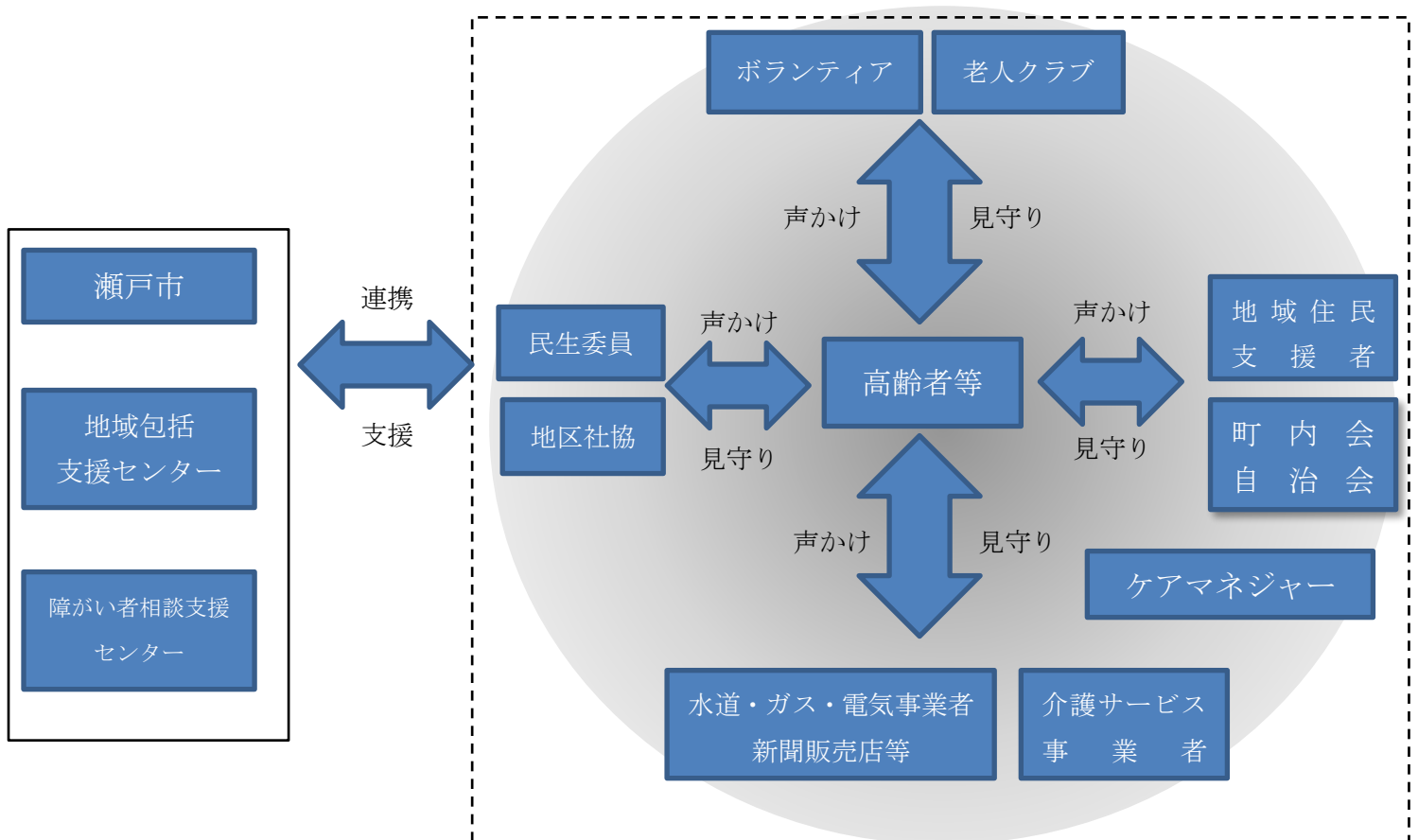
第1章 ガイドラインについて

ガイドラインの目的

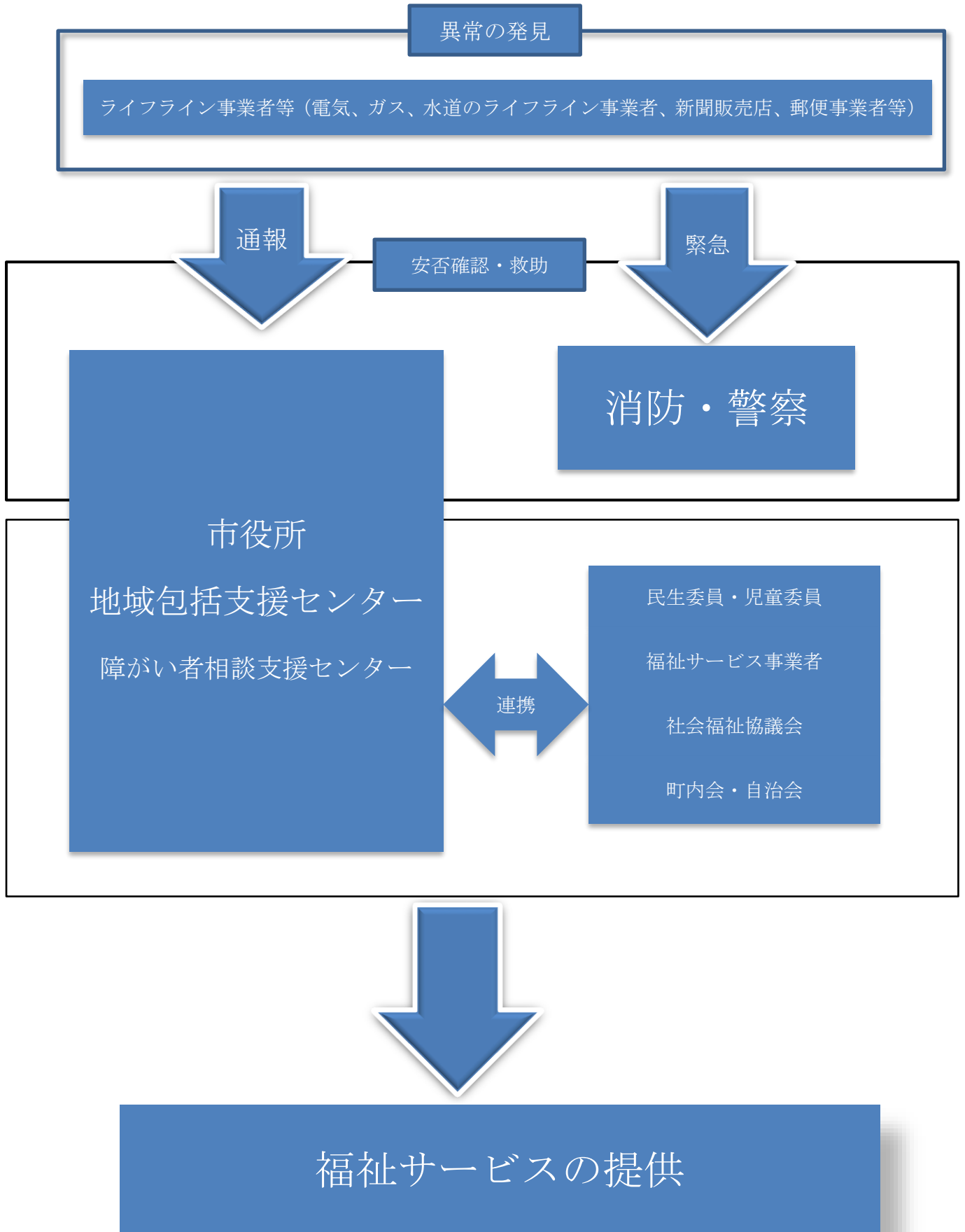
このガイドラインは、高齢者、障害者、子ども等（以下「高齢者等」という）、誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう社会から孤立状態にある高齢者等を早期に発見し、孤立死等を防止するため、ライフライン事業者等（電気、ガス、水道のライフライン事業者、新聞販売店、郵便事業者等）による通報の指針とするものです。

第2章 見守り活動

1 見守りのための連携体制



2 異常発見から安否確認までの流れ



3 通報の考え方

- (1) ライフライン事業者等が通常の業務の中で異常を発見した場合に、通報をお願いするものとします。
- (2) ライフライン事業者等が独自の安否確認を実施している場合は、その取組の継続をお願いします。
- (3) 前記のほか、家の中で人が倒れていることが明らかであるなど、特に、緊急を要する場合は、声かけなど必要な措置とともに、市及び消防署、警察署への通報をお願いします。

4 異常発見のための主な視点

自宅の様子

- 郵便物や新聞が数日分たまっている。
- 同じ洗濯物が何日も干したままになっている。
- 雨戸やカーテンが何日も前から閉まっていたり開いた状態になっている。
- 玄関や室内の電灯が点いた状態、または、消えた状態が何日も続いている。
- 住宅から異臭、異音がする。
- 怒鳴り声や悲鳴が聞こえる。
- 保護者の気配がなく、子どもが泣き叫んでいる。
- メーターの数値が異常である。
- 以前に訪問した状況から極端に状況が変わっている。
(家の周りが異常に散らかっている、庭の草が伸び放題である、ペットが衰弱しているなど)

本人の様子

- 極端に痩せている、体が異常に汚れている、動作が不自由になっている、顔色が悪い、生気がない、不自然なケガやアザが見られる、異臭がするなど以前と比べて本人の体の状態が不自然である。
- 夏でも厚着をする、服が異常に汚れている。
- 同じ話を繰り返す、話の内容のつじつまが合わない、伝えただけの内容をすぐに忘れる。
- 無表情、ふさぎ込んでいる、話をしようとしめない。
- 生活が困窮している状況がうかがわれる。
- 最近、電話や訪問に応答がない。
- 最近、姿を見かけない。

第3章 通報について

1 通報窓口

高齢者に関わること

瀬戸市健康福祉部高齢者福祉課 . . . 0561-88-2626

地域包括支援センター

地区	地域包括支援センター名	電話番号
陶原・長根	やすらぎ地域包括支援センター	84-2287
效範・水南	ふたば地域包括支援センター	87-4139
幡山	はたやま地域包括支援センター	89-6165
東明・品野	地域包括支援センターしなの	41-3231
祖母懐・原山台 萩山台・八幡台	地域包括支援センターせと	97-0552
水野・西陵	水野地域包括支援センター	86-8771
道泉・深川・古瀬戸	地域包括支援センター中央東	87-5083

障害者に関わること

瀬戸市健康福祉部社会福祉課 . . . 0561-88-2612

瀬戸市障がい者相談支援センター . . . 0561-84-0606

子どもに関わること

瀬戸市健康福祉部子ども未来課 . . . 0561-88-2635

子ども・若者センター . . . 0561-82-1990

緊急を要するとき

消防署 . . . 119

警察署 . . . 110

休日・夜間の場合

瀬戸市役所（警備員室） . . . 0561-82-7111

2 通報者への配慮

- ・市は、通報者に関する情報（通報した者の氏名、事業所、連絡先など）については、見守りに関する事務のみに使用します。
- ・ライフライン事業者等は、通報に誤りがあった場合、または通報を行うことができなかつた場合であっても、高齢者等に生じた問題について、その責任を問われないものとします。

3 通報情報の活用

- ・市は、通報があつた高齢者等に対して必要な福祉サービスを提供します。
- ・市は、通報があつた高齢者等を民生委員、地域包括支援センターなどによる訪問、見守り活動につなげます。

第4章 安全安心情報メールについて

1 安全安心情報メールの概要

高齢者等が行方不明になつた場合、瀬戸警察署からの情報提供に基づき、行方不明者の情報（年齢、性別、身体の特徴行方不明となつた場所等）をメールで配信します。

※登録は無料です。ただし、メール受信にかかる通信料はご利用者の負担となります。

2 安全安心情報メールの登録

配信内容選択画面では、「緊急」のカテゴリのチェックをお願いします。

バーコード読み取り機能付き携帯電話の場合

QRコードを読み取り、登録サイトにアクセスし、「メールを送信する」をクリックして空メールを送信。



パソコンや携帯電話の場合

下記の登録用メールアドレスに空メールを送信。

seto@sg-m.jp

第5章 見守り事業について

瀬戸市ひとり歩き高齢者おかえりサポート

瀬戸市では、高齢者の見守り事業として、「おかえりサポート」を実施しております。おかえりサポートとは、認知症や障害によるひとり歩き（徘徊）のため、高齢者が行方不明となった際、早期の発見、事故の未然防止のための支援をすることで、本人やそのご家族の負担を軽減するというサービスです。

おかえりサポートに登録された高齢者は、黄色い蛍光ステッカーを靴に貼付しておりますので、そのような高齢者がひとり歩きをしているのを発見した場合は、瀬戸市見守りネットワーク事業ガイドラインに基づき、通報窓口へ連絡いただきますようお願いいたします。

(ステッカー見本)



(縦 1.5cm×横 4.0cm)



瀬戸市見守りネットワーク事業ガイドライン

瀬戸市健康福祉部高齢者福祉課

〒489-8701 瀬戸市追分町 64 番地の 1

TEL : 0561-88-2626 (高齢者福祉課)

0561-88-2612 (社会福祉課)

0561-88-2635 (こども未来課)

FAX : 0561-88-2633 (保育課内)

令和5年1月 作成